

平成 22 年度 第 2 回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成 22 年 7 月 29 日（木） 午前 9 時 30 分～ 11 時 30 分
開催場所	松阪市役所 2 階 入札室
出席者 （敬称略：50 音順）	委員長 楠井 嘉行（弁護士） 副委員長 村田 裕（名城大学教授） 委員 坂本 聡子（司法書士） 委員 吉川 和男（税理士） 委員 吉田 弘一（三重中京大学名誉教授）
事務局	房木 契約監理担当参事 佐藤 契約監理課長 廣田 検査・契約担当主幹 高村 契約係長 池内 調達係長
議題	議題 1 入札及び契約手続の運用状況等の報告（平成 22 年 4 月から 6 月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について ・総合評価落札方式の試行について 議題 2 抽出事案の審議（村田委員抽出） 議題 3 随意契約締結に係る意見聴取について その他 ・次回開催日程及び抽出委員の選定

委 員	松 阪 市
●入札及び契約手続の運用状況等の報告	
	・工事の発注状況について 実施入札は 110 件、内工事が 83 件、委託が 27 件で、この 3 ヶ月間は、設計金額計は約 12 億、予定価格計は約 11 億、請負契約額計は約 10 億で、平均落札率 83.19%、平均参加者 10.5 者であった。 ・指名停止措置の運用状況について この 3 ヶ月間は独占禁止法違反で 8 件、建

	設業法違反で 2 件、その他で 3 件の計 13 件の指名停止措置を行った。内 1 社が現在、契約中の相手方であったが、この措置は契約後であったため、その契約は継続となっている。当市発注案件での指名停止措置は無かった。
●抽出事案の審議（村田委員抽出）	
○造園工事の少入札参加者について この工種は以前から注視しているところであるが、今回の 13 件についても入札参加者が固定化している状況がある。落札率はほぼ 85%といったところで問題ないと思うが、入札参加者数が殆どの案件で 4～5 社であった点はやはり問題ではないだろうか。市からの発注については、発注担当課の思いが反映されると聞くが、土木課からの発注という状況の中で条件となっている年間管理実績や一級技能検定合格者（造園）の資格は本当に必要なのだろうか。この入札参加条件を付さなければ、多くの入札参加者が見込めるのではないだろうか。 これらの入札参加条件は、必ず要る内容なのか。 この業務で管理が悪く木が枯れてしまったといったことになれば、業者の責任と	発注担当課の判断もあり、近年、継続して業者の年間管理実績、技術者については一級技能検定合格者（造園）を配置できることを入札参加条件としている。その条件を充たす業者は 5 社程にとどまることから入札参加者が固定した結果となっていることは事実であるが、履行実績は規模を問うていないことから、小規模の内容でも良いので何かしら官公庁の年間管理実績を意欲的に得る業者が要れば入札参加者は増えてくるものと考えている。 履行性の担保を考えた場合、やはり過去の実績やその質を技術者に求めることとなっている。

いった形で賠償請求ということにもなるのか。 こと造園業においては、公園にその業者の趣向みたいなものがあったりして場所によっては落札業者が毎年同じ業者となっているのではないか。 市内にはもっと造園業者が居るのではないか。 技術者が居れば年間管理実績はいいのではないか。また、業務内容の中には、部分的に一級技能検定合格者（造園）でなくともできる箇所があるのではないか。もしそうであるならば、その部分を実績や資格者が居ない業者に請け負わせることで今後の業者の育成につながるのではないだろうか。 ○高落札率であった案件について 「松阪市立中川小学校エレベーター設置工事」他４件について、90%以上の高落札率となっている。これらは入札参加者が一定数居るにも関わらずこのような結果となっているが、以前から指摘している最低制限価格制度の不合理性が現れた結果で	そういったこともあり得る内容である。 業者数が少ないことから、結果的に偶然連続してそうなっている案件もある。 土木工事等を主としている業者でも、造園工事の許可を有している業者は何社もあり、造園専門の業者と合わせると市内に30社以上ある。実績や技術者の入札参加要件がなければ入札参加は可能である。 競争性の確保と履行の担保といった観点で考えると、どうしても、履行の担保に重きを置いてしまい、現時点で発注担当課の意向としてこのような発注条件となっている。入札参加者が約５社に限定されていることは問題であると認識はしているが、専門の造園業者自体が少ないということもあり、難しい課題である。業者の育成を目指す意味での発注条件の緩和という今回のご意見は、発注担当課と継続して検討したい。
---	--

はないのか。 他に予定価格や最低制限価格の算定方法はないものか。 検討結果はいつ頃分かるのか。 どういった組織で検討しているのか。 抽出案件の中にある希望価格型については、落札率が一段と低い結果となっているが履行の保証は大丈夫なのか。	「松阪市立中川小学校エレベーター設置工事」については、予定価格算出率が99.65%と高く出て、その結果予定価格の85%で決定する最低制限価格との関係で入札参加者11社の内10社が最低制限価格を下回り落札外となり、委員ご指摘のとおり、不合理さが現れた結果となったものである。他の案件については、除草業務委託等、設計金額の割りに現場条件が厳しい内容であり、入札参加業者としては通常の入札と比べて請負うならば高く取りたいという意識が作用したのではないかと推測している。 代表的なものは、以前から検討対象となっている平均額型最低制限価格という方式である。ただ、この方式は入札参加者の入札額の安いほうから何割かの平均額で算定する性質上、入札金額が下がる一方となる傾向があり、例えば既に運用していた四日市市は入札金額が下げ止まらないことが問題となり平成22年度からこの方式を止めたところである。このような周りの状況も見ながら現在内部で検討しているところである。 継続して検討しているところであり。未だ未定である。 技術職員で構成される入札制度研究会や入札及び契約審査会で検討している。 この案件については設計金額の積算根拠自体が業者からの見積りであり、その内容を参考にして設計書を作成して設計金額を決定し、その金額を市側が希望する金額にして公告している。過去の同種工事の検査結果よ
--	---

	り、履行性の担保も一定以上期待できることから最低制限価格を設定していないため他の案件と比較すると落札率が低くなっているものである。
● 随意契約締結に係る意見聴取について	
委員会としての意見 一度システム構築を行うとデータ等の取扱いによりその後の更新及び管理業務等を継続して特定業者と行わなければならない。システム更新業務を総合的に見直す機会があるのであれば、競争入札を視野に入れ検討されたい。 委員会としての意見 随意契約としての要件は充たしているものとする。ただし、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	5 件の随意契約について委員の意見聴取をいたしたい。 先ず類似する 3 件について説明する。 公共下水道台帳用施設平面図作成業務委託 松阪市道路台帳補正業務委託 水道施設管理システム業務委託・・・平成 13 年度より地図情報システム整備を市全庁的に進めており、その主要部分を形成している毎年更新業務であり、本業務を施工できる業者は、総合的に管理委託をしているシステム構築者の当該業者の他にはいないため随意契約するものである。なお、今後、平成 23 年度における三重県共有デジタル地図整備事業の更新整備にかかる発注方法や仕様等を参考に、松阪市総合地図情報システムの再評価を行い、更新方法について検討予定としています。 地域材活用学校環境整備事業・・・特許庁へ意匠登録された地元間伐材を使用した教育家具（机・椅子）を平成 18 年より 5 学年分毎年導入（全 7844 組）し、本年は最後の 1 学年分の整備（1500 組）となります。

委員会としての意見 随意契約としての要件は満たしているもの と考える。ただし、契約金額の妥当性は十分 検討されたい。	緊急雇用創出事業における向山古墳・八重 田 11 号墳・久保古墳の樹木伐採及び破碎、 除草委託業務・・・緊急雇用創出事業として 樹木伐採及び破碎、除草業務委託を行うもの です。伐採作業は危険性を伴うため高い専門 性を有し、高所作業や伐採作業は、有資格者 による作業が義務付けられています。そのた め経験豊富な指導者と作業員を有している 当該業者との随意契約を行うものです。
● 次回開催日程及び抽出委員について	
次回開催日を平成 22 年 10 月 19 日（火） の 9:30～とし、抽出委員は吉田委員とする。	